



(2)利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

計画の基準年次を平成22年、目標年次を平成32年とし、目標年次である平成32年には、人口をおよそ1万3500人、世帯数を4350世帯と想定します。

地域区分を自然的、社会的、歴史的諸条件などを勘案して「東部地域」「西部地域」の2地域とし、それぞれの地域別の概要を定めて、計画的な土地利用を推進していきます。

なお、基本構想に基づく利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりです。

区 分	平成22年	平成27年	平成32年	H27/H22	H32/H27
	面積(㍍ ²)	面積(㍍ ²)	面積(㍍ ²)	増減(%)	増減(%)
農用地	2,029	1,994	1,959	98.3	98.2
森 林	10,263	10,253	10,253	99.9	100.0
原 野	286	309	337	108.0	109.1
水面・河川・水路	483	484	484	100.2	100.0
道 路	513	528	530	102.9	100.4
宅 地	548	554	559	101.1	100.9
その他	1,652	1,652	1,652	100.0	100.0
計	15,774	15,774	15,774	100.0	100.0

(3)必要な措置の概要

公共の福祉を優先させ、町土の適正な利用が図られるように努めるとともに、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存等に配慮した町土の総合的、計画的な土地利用を図ります。

地域振興施策の推進にあたっては、蚕桑地区、鮎貝地区、荒砥地区、十王地区、鷹山地区、東根地区のそれぞれの地域区分ごと一体的にとらえ、統合保育園の建設や荒砥橋の整備、危機管理体制の再構築、ほ場整備などを促進し、地域特性を活かして相互連携のもとに振興を図っていくものと

します。

また、再生可能エネルギーの活用などを検討し土地利用との調和を図りながら低炭素化社会の形成に努めるなど土地利用に係る環境の保全と安全の確保や美しい町土の形成を図るとともに、農用地や森林などの地目別についても計画的かつ適正な活用を促進します。

白鷹町土地利用マスタープラン(案)

マスタープラン策定の趣旨

このマスタープランは、利用区分別に区域(ゾーン)の設定を行い、将来の土地利用の指針とするとともに適正な誘導を目的として策定するものです。

町土利用の基本方向と各ゾーンの考え方

町土の利用にあたっては、現況の土地利用を踏まえ、総合的かつ計画的に行うものとするとともに、地域の自然や歴史・文化資源などを大切にする土地利用計画とします。

また、農用地及び森林などについては「保全」「生産」「ふれあい」の大きく3つに分類し、それぞれの位置づけに応じたメリハリのある土地利用計画としていきます。

ゾーニングの方針としては、基本方向に基づき、

- 森林系3ゾーン
(森林保全、森林生産、里山活用)
 - 農業系3ゾーン
(特別生産農地、生産農地、環境農地)
 - 宅地系3ゾーン
(農村集落、市街地居住、産業創造)
 - 水辺空間ゾーン
 - 歴史・文化ゾーン
- の合計11ゾーンとしてゾーニングします。

※ご意見は、「広報直通便」または、町ホームページに掲載の「意見提出様式」に必要事項をご記入の上、郵送・ファックス・電子メールなどでお寄せください。

■ご意見・問い合わせ
総務課企画調整係

(☎8516123)